第明治三十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第６６５号
大阪府羽曳野市西浦４丁目749番地の13
債務者　清酒　峰子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６７２号
堺市堺区榎元町３丁３番21号　新宅マンション202号
債務者　山本長次郎
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６９３号
堺市東区西野344番地３　パイン北野田101号
債務者　濱本　健治
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７５１号
大阪府富田林市清水町３番４―1004号、前住所大阪府南河内郡太子町大字太子468番地の１
債務者　福塚　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７８８号
堺市中区辻之1111番地２
債務者　竹本　研一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７９６号
大阪府富田林市平町１丁目4231番地５
債務者　山田　幸美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８１４号
大阪府南河内郡河南町大字白木1033―４、住民票上の住所大阪府大東市氷野２丁目８番８号　ＯＫハイツ131号
債務者　松田　義文
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８２５号
大阪府松原市高見の里２丁目22番地Ｂ棟117号、前住所大阪府羽曳野市島泉５丁目23番２号
債務者　岡　真理子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８９３号
福岡市中央区高砂１丁目20番３号
債務者　土井良喜助
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８９４号
福岡市中央区高砂１丁目20番３号
債務者　土井良加代子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９２０号
福岡市西区拾六町３丁目８番20―402号
債務者　乾　奈緒美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９４１号
福岡県宗像市日の里５丁目１番13棟501号
債務者　築地　　実
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９７７号
福岡市博多区大博町６番16―801号
債務者　内田　　理
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９８２号
福岡県大野城市大城３丁目32番７号
債務者　藤原　英弘
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１００３号
福岡市東区箱崎６丁目12―47―１―701号
債務者　井口　浩文
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４３８号
福岡市東区下原１丁目６番６号
債務者　小川　真理
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４６７号
福岡県筑紫野市桜台２丁目19番22―409号
債務者　菅　　乙代
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４７６号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目９番21号ハイム瓦田103号
債務者　山本かおり
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部